

## 答申案の骨子

### 1 経緯

- 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）の取扱いについては、平成13年に春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）から春日井市長へ次のとおり答申している。
- 分別収集費のコスト減やリサイクル技術の進歩などのリサイクル環境が整備されるまでは、各種公害防止基準に適合するクリーンセンターの高能力焼却炉や蒸気タービンにより、プラ容器を焼却することによって発電、熱エネルギーの有効利用を図っていくことが現状でもっとも効果的な処理方法であると判断する。

### 2 プラ容器の処理の現状

- 家庭から排出されるプラ容器を含むプラスチック類は、「燃やせないごみ」として収集されている。
- 収集されたプラスチック類は、破砕処理後に焼却（熱回収）され、発電や給湯の熱源として有効利用されている。

### 3 リサイクル環境の変化

#### （1）法整備等

- 平成18年6月に改正された容器包装リサイクル法は、消費者に対してはレジ袋削減など身近なところからごみの排出抑制に努めること、事業者に対しては排出抑制を促進する措置の導入をすること、市町村に対しては質の高い分別収集・再商品化の推進を図るために、指定法人又は特定事業者から市町村へ資金を拠出する仕組みを創設している。
- さらに改正容器包装リサイクル法に基づく国の基本方針では、市町村の取り組みとして、現在分別収集されていない種類の容器包装廃棄物についても分別収集の計画的かつ適切な実施を図ることが必要であるとしている。
- 京都議定書が2005年に発効されたことにより、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減の必要性が求められ、平成20年以降削減の実行が義務付けられている。
- 平成20年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律では、特例市で

ある春日井市においては、行政区域内における温室効果ガスの排出抑制のための施策として、廃棄物の発生抑制の促進その他循環型社会の形成に関する事項を地方公共団体実行計画の中で定めることとしている。

## (2) 分別

- リサイクルの対象となるプラ容器にプラスチックマークの表示が定着されたことにより識別が容易になってきた。

## (3) リサイクル技術の向上

- プラ容器のリサイクルは、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）による再商品化の向上を始め、高炉還元剤・コークス化学原料化・ガス化などのケミカルリサイクル技術の向上により、ごみ減量と化石燃料の節約を図ることが可能になってきた。

## (4) 市民意識

- ペットボトルなどの資源分別収集の定着により、回収量や資源化率も年々増加しており、リサイクルへの意識が高まっている。
- 平成19年2月から指定ごみ袋制度の導入により、家庭ごみ排出量が減少し、ごみ減量の意識が高まっている。

## 4 基本的な考え方

### (1) 法の趣旨に則した施策の推進

- 春日井市ごみ処理基本計画では、平成30年度までに家庭ごみの量を平成17年度（基準年度）から15%削減することを目標としている。燃やせないごみとして収集されているプラ容器の分別収集を実施することにより、燃やせないごみが約3,000 t 削減できる。
- プラ容器の分別収集により、プラ容器も含めたその他のごみの排出抑制とごみ減量に対する市民意識の向上が期待できる。

### (2) 地球温暖化の防止

- 分別収集されたプラ容器の再商品化により、二酸化炭素排出量が約6,800 t 削減できる。

### (3) 処理施設の延命とコスト削減

- プラ容器の再商品化により、破碎設備及び焼却炉の延命が期待できる。

- 焼却炉内に発生する焼却の妨げになる固まり及び排ガスを処理するための薬品使用量が減少し、維持管理経費が削減できる。

#### (4) 処理経費

- プラ容器の分別収集推計量から算出した収集・選別・保管経費及び再商品化費用（市負担分）の合計から処理施設のコスト削減分を差し引くと、毎年約2億円が必要と見込まれる。

### 5 結論

- プラ容器の分別収集には、ごみ減量、地球温暖化防止、処理施設の延命及びコスト削減のメリットがあるが、新たな市民負担及び処理経費負担の発生という課題もある。
- 審議会としては、総合的に検討した結果、プラ容器を分別収集する時期にあると判断する。
- 再生利用に適さないプラ容器については、これまでどおり燃やせないごみとして収集し、熱回収することが適当である。

## 6 審議会委員の主な意見

- 分別収集の必要性については、ごみ減量、地球温暖化防止、化石燃料の節約などの効果や法的要求事項などを総合的に整理して市民に分かりやすい説明を行うこと。
- 分別収集の対象物は、「分かりやすい、出しやすい、きれいなもの」をキーワードとした分別表を作成し、市民の分別負担を軽減するような措置を行うこと。
- プラ容器は、家庭から排出されるごみの60%（容積比）を占めるため、収集回数は週1回が妥当と考える。ただし、排出方法については、市民に負担のかからないような対策を検討すること。
- 分別収集に伴い排出量が減少する「燃やせないごみ」の取り扱いについては、十分検討すること。
- モデル地区の指定など、段階的な実施を検討すること。
- 先進市の分別収集方法を調査するとともに、本市に適した収集方法及び実施体制について、十分な検討を行うこと。